

潮見寮・長島公舎跡地除草業務仕様書

第1条 総則

本仕様書は三重県企業庁財務管理課（以下「甲」という。）が実施する「潮見寮・長島公舎跡地除草業務」に適用する。

第2条 業務期間

契約締結日から令和元年10月31日（木）まで

第3条 業務の場所

北牟婁郡紀北町三浦字太地 774・4：雑種地 面積：6,676 m²

※別紙「作業範囲」参照

第4条 業務の内容

1. 上記の土地の除草作業業務を契約期間内に行うものとする。ただし、実際の作業日程については、甲と協議の上決定するものとする。
2. 除草は、刈り残しのないよう作業を行うとともに、刈り取った草等については周辺に影響が及ばないように、現地にて適切な処置をするものとする。
3. 刈り取った草の処分は行わず、上記土地内の一箇所に集積して存置させるものとする。
4. 作業にあたって、第三者への損害等を与えた場合は速やかに甲に報告するとともに、受託者の責任において解決するものとする。

第5条 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 契約事務担当所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。

2 発注者は、受注者が前項イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

第6条 その他

特に定めのない事項については、その都度甲と協議を行い、作業を実施するものとする。

【別紙 「作業範囲」】

